

第4次潟上市男女共同参画推進計画 概要

1. 計画策定の趣旨

市では、豊かで活力ある社会を実現するため、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を市の重点施策として位置づけ、平成18年3月に「ハートフルプランかたがみ2006（潟上市男女共同参画推進計画）」を策定しました。その後、平成23年3月にはこれを引き継ぐ「ハートフルプランかたがみ2011（第2次潟上市男女共同参画推進計画）」を、平成28年3月には「ハートフルプランかたがみ2016（第3次潟上市男女共同参画推進計画）」を策定し、計画に基づき各種施策を展開してきました。しかし、市民意識調査では、性別による役割分担やドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの問題が解決されていないこと、また市民にとって他の施策に比べて重要なものを感じられていないことが分かっています。

のことから、国や県の動向を踏まえつつ、第3次計画までの成果や社会情勢の変化によって生じた新たな課題を踏まえて、第4次計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、国の男女共同参画社会基本法並びに潟上市自治基本条例及び潟上市男女共同参画推進条例に基づき策定する計画であり、女性活躍推進法に基づく市の女性活躍推進計画、DV防止法に基づく市の基本計画の性格も併せもっています。また、国や県の男女共同参画計画を踏まえ、潟上市総合計画をはじめとする市の各種計画との整合性を図っています。

3. 計画の期間

令和3年度から令和7年度（2021年度から2025年度）の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4. 男女共同参画の視点から見た潟上市の将来像

第2次潟上市総合計画では、「みんなでつくる、参画協働都市」を基本目標のひとつとして掲げ、市民や各種団体などとの協働によるまちづくりを進めています。

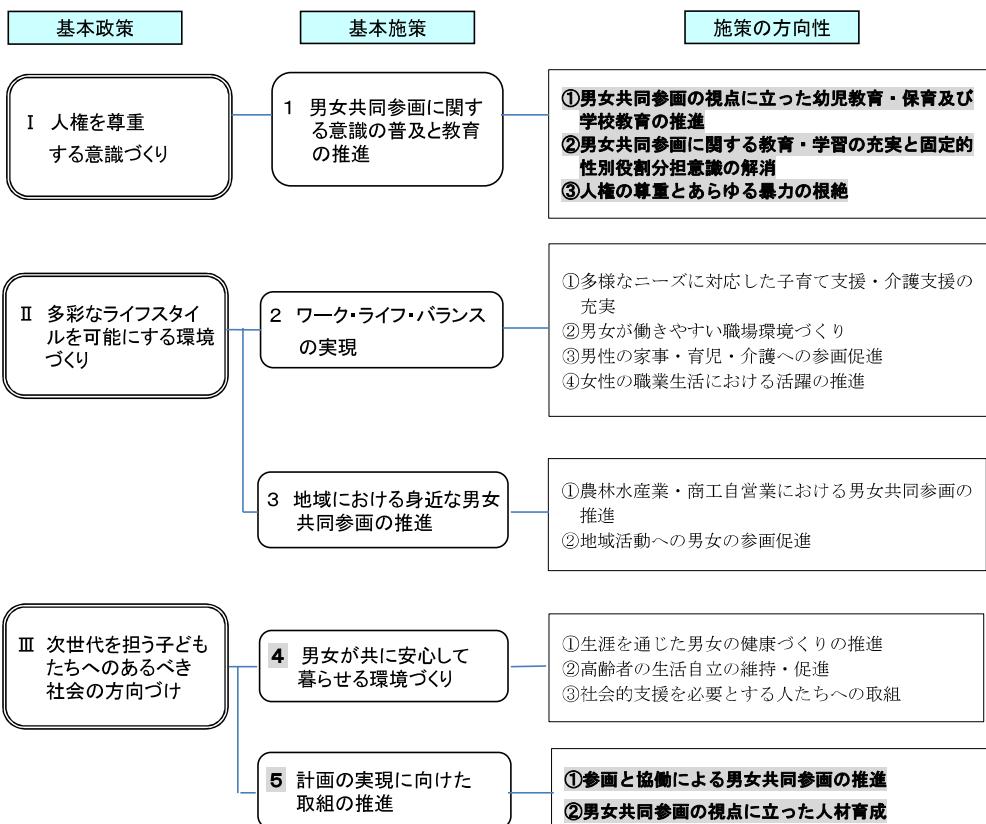
男女共同参画は、市の自治の最高規範ともいえる自治基本条例において、市政運営の基本的事項のひとつとして推進していくことを規定しています。

あらゆる分野において男女共同参画を推進することにより、市民が互いの責任を分かち合い、積極的に様々な活動へ参加できるまちづくりを進めています。

5. 基本目標

市民一人ひとりがお互いを認め合い、対等な立場で協力し、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

6. 計画の構成と体系



※ゴシック体は第3次計画からの変更箇所

【重点的取組】

●基本政策I

一人ひとりが自分らしい生活ができるよう、固定的な役割分担の意識解消に努めるとともに、人権侵害にあたるあらゆる暴力の根絶に努めます。

●基本政策II

市が率先してワーク・ライフ・バランスや男性職員の育児休業の取得等に取り組み、市内における男性の育児参画や女性の活躍推進への気運醸成に努めます。

●基本政策III

性別に関わらず個々の能力を発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った人材育成に努めます。また、市民、事業者・企業、地域団体等の様々な主体と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。